

「マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラム」

マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラムの参加者はマレーシアでの滞在をさらに快適に楽しく生活ができるようにいろいろな利益と美徳があります。

マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラムの申請にあたっての財務基準、申請許可収取得について

1) 50歳未満

- RM 3 0 0 , 0 0 0 の定期預金勘定を開設する。
- 1年間を経過したら、参加者は家の購入、マレーシアにおける子女の教育、医療目的のためにRM 2 4 0 , 0 0 0まで引き出すことができます。
- 最低金額RM 6 0 , 0 0 0を2年目以降、このプログラムでマレーシアに滞在の全期間維持せねばなりません。

2) 50歳以上

- 以下のいずれかを選択できます。
 - RM 1 5 0 , 0 0 0 の定期預金勘定を開設、または
 - 月額1 0 , 0 0 0 のマレーシア国外での収入の、例えば年金計画の証明を提出。
- 1年間を経過したら、定期預金の基準を満足した参加者は、承認をされた支出を家の購入、マレーシアにおける子女の教育、医療目的のためにRM 9 0 , 0 0 0引き出すことができます。
- 参加者は最低金額RM 6 0 , 0 0 0を、2年目以降、このプログラムでマレーシアに滞在の全期間維持せねばなりません。

註： 許可を受けた申請者は定期預金をリングット（RM）で開設する必要があります。

既存の参加者(2006年4月1日以前に参加した人)

既存の参加者が次回このプログラムで滞在を更新する場合には新しい財務条件の適用を受けません。しかし更新の承認はマレーシアのマレーシア政府による条件を充たすことが必要です。

以前の定期預金の基準を充たした参加者は **一年** 滞在後に下記のように定期預金の引き出しを許されます。

1) RM100, 000の定期預金をした単身の参加者

- 承認された支出を家の購入、マレーシアにおける子女の教育、医療目的のために RM 40, 000 まで引き出すことができます。
- 参加者は最低金額 RM 60, 000 を 2 年目以降、このプログラムでマレーシアに滞在の全期間維持せねばなりません。

2) RM150, 000の定期預金をした配偶者帯同の参加者

- 承認された支出を家の購入、マレーシアにおける子女の教育、医療目的のために、RM 90, 000 まで引き出すことができます。
- 参加者は最低金額 RM 60, 000 を 2 年目以降、このプログラムでマレーシアに滞在の全期間維持せねばなりません。

マレーシアにおける定期預金の開設と定期預金の解除については「特典とその他の事項」の節をご参照下さい。

註: このプログラムの参加者は（新・旧ともに）、このプログラムでのマレーシア滞在を終結することを決めたときは定期預金の全額を解除することができますが、観光省の事前の承認を必要とします。

医療診断書

- すべての申請者と扶養家族（配偶者と子供）はマレーシアのいずれかの私立病院または登録された診療所の健康診断書を提出する必要があります。

医療保険

- 承認された申請者と扶養家族（配偶者と子供）はマレーシアのいずれかの保険会社による有効な医療保険証を持つことが必要です。参加者は「特典とその他の事項」の節の参加者の健康の項を参照して下さい。

奨励措置

マレーシア・マイ・セカンド・ホームの参加者にはマレーシアでの滞在をより一層快適かつ楽しいものにするための色々な奨励措置が与えられます。それは以下の通りです。

家の購入

参加者は最低価格 RM 150, 000（住居の場所により異なる）の居住用住宅を 2 軒まで買うことを許されます。

一般的にマレーシアでの住宅の最低価格は以下の通りです。

- 1) サラワクのある地域では一軒 RM 350, 000 以上
- 2) ペナン、マラツカ、ジヨホール州では一軒 RM 250, 000 以上

3) その他の州では一軒RM150,000以上

家屋資産の購入と資産売却の税務手続きについて「特典とその他の事項」の節をご参照下さい。

車の購入

参加者は関税、物品税、取引高税を払わずに自分の車を輸入、または現地組み立ての車を購入することができます。

註:

「自分の車」とは参加者がマレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラムに参加する以前に買った車を指します。

参加者は居住国から自分の車を持ち込む、またはマレーシアで現地組み立てした車を購入する以前に、設定された期間中に財務省、通産省に事前許可の申請をする必要があります。

一台の車の税金・関税免除、自分の車の関税・税金免除による輸入、二台目の車の輸入、免税の車の売却については「特典とその他の事項」の節をご参照下さい。

家庭のお手伝い

申請者は現行のマレーシア移民局のガイドラインに沿ってメイドを一名入国させることを申請することができます。

外国のメイドの入国については「特典とその他の事項」の節をクリックしてご参照下さい。

教育

このプログラムでは申請者は18歳以下の未婚の扶養子女を扶養家族として帯同することができます。

しかしマレーシアで学業を続けたい子女は学生パス（Student Pass）を申請する必要があります、このプログラムでマレーシア滞在中保険を掛けることが必要です。

マレーシア上級教育省のウェブサイト（www.mohe.gov.my）にこの国の私立教育施設が全て出ている表があるので参照してください。また子女の私立大学への登録について「特典とその他の事項」の節をクリックしてご参照下さい。

税金

参加者は当国の税務の方針・システム・規則に従うことになりませんが、在マレーシアの各国外交官のような税金免除の資格を得るわけではありません。

しかしマレーシアに送金される年金については税金が免除されます。申請者は本国の関係官庁より一年間の受給年金額について確認書を入手する必要があります。この確認書は税金免除の申請の際に提出せねばなりません。

税務システムについては国税局（Inland Revenue Board）のウェブサイト（www.hasil.org.my）

にご照会下さい。またマレーシアでの所得についての国税局（IRB）への申告については「特典とその他の事項」の節をクリックしてご参照下さい。

申請／延長／終了

新規申請

マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラムでマレーシアに滞在することを申請したい全ての申請者は下記の書類を提出する必要があります。

- 1) 申請のレター
- 2) F o r m I M. 1 2 (Social Visit Pass Form) 2 通
- 3) パスポートサイズの写真 2 枚
- 4) パスポートまたは旅行書類の全頁の証明つきコピー 1 通
- 5) 結婚証明書の証明つきコピー (配偶者帯同の場合)
- 6) 出生証明書の証明つきコピー (子女帯同の場合)
- 7) マレーシアでの滞在をまかなう経済的能力を示す最新の銀行証明書または他の財務的書類の証明つきコピー

註:

- ・ 上記2－4項は扶養家族として配偶者や子女を帯同する場合も必要
- ・ 扶養家族は18歳未満の未婚の子女を意味する

承認を受けた申請者はマレーシアの在外公館でビザを受領するために海外に出る必要を免除されます。ビザは社交訪問パス(S o c i a l V i s i t P a s s)と共にマレーシア国内で発行されます。

延長 ? パスポートの更新

この項は承認の際にパスポートの期限が足りなかつたために10年間のビザを受領できなかった申請者が新規パスポートの発給により残りの期間を受領したい場合に適用されます。

申請者は本人がマレーシア移民局に出頭し、下記の書類を持参する必要があります。

- 1) 新・旧 パスポート
- 2) 新パスポートのフォトコピー
- 3) I M 1 2 F o r m
- 4) 一年RM90のS o c i a l V i s i t P a s s 料金 (マレーシア移民局への支払い)

延長 ? 10年後

申請者は本人がマレーシア移民局に出頭し、下記の書類を持参する必要があります。

- 1) このプログラムでマレーシアでの滞在を続ける意図を示すレター
- 2) パスポート
- 3) パスポートのフォトコピー
- 4) I M. 5 5 F o r m

5) 一年RM90のSocial Visit Pass 料金 (マレーシア移民局への支払い)

終了

申請者は下記の書類をマレーシア・マイ・セカンド・ホーム・センターに提出してください。

- 1) このプログラムでのマレーシア滞在を終了する意図を示すレター
- 2) パスポート
- 3) パスポートのコピー

延長と終結についての新しい申請手順と手続きに関する情報は「申請手続き」の節をクリックしてご参照下さい。

禁止行為

マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラムの参加者はマレーシア滞在中に就労およびビジネスを運営することは許されません。

更に、現地の人に刺激的と思われる、または国家の安全に脅威と思われる行為に参加することはできません。

Moore Tour (MM2H) Sdn Bhd 社

わが社 (ムーアトアー (MM2H) Sdn Bhd) はマレーシア・マイ・セカンド・ホームでコンサルティングサービスを提供するマレーシアの観光省の公認のエージェントです。

わが社の業務範囲は次の通りです。関連した当局によるアプリケーションプロセスのコンサルティングサービスと健康診断、貯金口座開設イミグレーションへの手続きプロセスの完成の必要なフォローアップ、健康診断のアレンジ等。

マレーシアのスポンサーとしてホテル・宿泊設備代理、空港までの送り迎え、国内での移動など。その他のサービス車の売買、レンタカー、家屋の売買、会社登録、自動車購入に関する輸入税免税の手続き、メイドの許可証手続きのサポート。

会社の住所：